

道本部労災職業病部会 北海道労働局と交渉 幹事会でとりくみの到達点を確認

道本部労災職業病部会は、4月22日に第3回幹事会を開いて2月からのとりくみの到達点を確認するとともに、23日に北海道労働局との交渉をおこないました。

幹事会では、新規認定のとりくみ、「健康相談会」などについて数字的な整理（「春闘速報」No. 21参照）をしたあと、トンネルじん肺・石炭じん肺・建設アスベストの各訴訟について報告されました。トンネルじん肺根絶第6陣訴訟は、札幌地裁での第1回口頭弁論のあと、4月16日には東京地裁でも第1回口頭弁論が開かれ、「1年で解決」をめざす法廷でのたたかいと、「トンネルじん肺基金」実現にむけた国会議員要請やゼネコン要請行動などについて報告がありました。新・北海道石炭じん肺訴訟の国との和解手続きや、北海道建設アスベスト訴訟（第1陣・第2陣）の口頭弁論など今後の予定も示されました。

予防・認定・補償・社会復帰などでやりとり

北海道労働局交渉には、道本部の森国委員長、道本部労災職業病部会の深浦部会長をはじめ7支部26人が参加し、要求書への回答を受けたあと、各項目についてやりとりしました。局からは、関労災補償課長、本持健康課長、監督課の佐藤主任労働基準監察監督官などが対応しました。

振動障害の予防については、北海道労働局がおこなった指導件数や内容などについて「公表していない」という回答で、「明らかにしないのは、何もやっていないからではないか」と追及しましたが「いろいろやっている」と繰り返すだけでした。

トンネル工事におけるじん肺予防対策では、道内で施工されているトンネル工事の数について初めて「43件」と明らかにしましたが、監督指導した件数は「公表していない」と明らかにしませんでした。「じん肺防止にとりくんでいるのだから積極的に公表すべきだ」と迫りました。

労災職業病の認定業務に関しては、これまでの確認事項（鑑別診断は必要なものに限定／請求人に丁寧に説明／「同意書」は調査目的・対象などを明示）を再確認しました。

じん肺の管理区分、石綿健康管理手帳などについて、標準処理期間は「管理区分決定が2ヵ月、石綿健康管理手帳が1ヵ月」で、平成30年度の石綿健康管理手帳の発給数は116件、じん肺の管理区分申請が127件であることを明らかにしましたが「返戻数」は明らかにしませんでした。石綿健康管理手帳の交付では、「従事年数」にもとづく申請には確定診断などは不要だということを確認しました。振動障害の「適正給付管理」では、「来年度からの第12次計画にむけて、今後も建交労と意見交換・情報交換をおこなう」と回答しました。

労災保険の追加給付については、4月から順次お知らせと給付が始まるという説明がありましたが、追加給付の対象にならない人についても文書で通知すべきだと強く求めました。

社会復帰対策では、「社会復帰事業団は重要な活動だと認識している。社会復帰にとりくんでいる被災者との意見交換を今年度もやる方向で日程を調整したい」と回答しました。

労働行政の体制強化と「組織・業務改革」についての総務課の回答（代読）は、「行政内部の運営に関すること」と具体的な内容についてはふれませんでした。「労災補償業務がどうなるのかは被災した労働者にとって大きな問題だ」とあらためての説明を求めました。